

沼田市及び株式会社TOWINGの環境保全型農業推進に関する連携協定

沼田市（以下「甲」という。）及び株式会社TOWING（以下「乙」という。）は、次のとおり、連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の連携を強化し、地域の一層の活性化及び住民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- (1) 環境再生農業の振興・支援に関すること
 - (2) カーボンクレジットの創出及び活用を含む環境保全に関すること
 - (3) その他、地域の活性化及び住民サービスの向上に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法、費用負担その他の条件については別途取り決めるものとする。
- 3 乙は、第1項各号に定める連携事項に係る取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

（秘密保持）

- 第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報（以下「秘密情報」という。）について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏洩してはならない。
- 2 前項における「秘密情報」とは、本目的に関連して甲及び乙が相手方から開示を受けた技術上または営業上の情報その他性質上または社会通念上、秘密とされる一切の情報（技術資料、図面、財務資料、事業計画書、個人情報、顧客情報を含むが、これらに限られない。）であって次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 有体物、デジタルデータ（媒体保存、電子メールによる形態を含む）、その他開示の結果が客観的に認識できる状態により開示される情報
 - (2) 口頭での開示時に「秘密情報」である旨の告知がなされた情報
- 3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外される。
- (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの又は相手方から受領後に自らの故意若しくは過失によらずして公知となったもの
 - (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から適法に入手したもの

（反社会的勢力の排除）

第4条 甲及び乙は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと合理的に認められる場合には、相手方は何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲及び乙が本条の規定により本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じても解除した当事者は賠償責任を負わない。

- (1) 甲若しくは乙、又は甲若しくは乙の役員若しくは実質的に経営に関与する者若しくは従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、又は反社会的勢力であった場合
- (2) 甲若しくは乙、又は甲若しくは乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金若しくは役務の提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、甲若しくは乙、又は甲若しくは乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を持っている場合
- (4) 甲若しくは乙、又は甲若しくは乙の役職員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

（有効期間）

- 第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲及び乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。
- 2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。
- 3 甲及び乙は、本協定が期間満了、解約等により効力を失った後も、第3条に規定する秘密保持の義務を負う。

（協議）

第6条 本協定に定めない事項及び本協定の解釈又は履行につき疑義を生じた場合は、甲及び乙は誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれが署名の上、各自1通を保有する。

令和7年11月26日

甲 群馬県沼田市下之町888番地
沼田市
沼田市長

星 野 稔

乙 愛知県名古屋市千種区不老町1番
国立大学法人東海国立大学機構
名古屋大学インキュベーション施設
株式会社TOWING
代表取締役 CEO

西田 宏平